

戸籍証明書等の請求書（郵送用）

※本人確認書類が必要です

伊佐 市区町村長 殿

令和〇 年 〇 月 〇 日

請求者	住所	〒〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇1 - 1 - 1	昼間連絡のつく電話番号 〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇
	フリガナ	イサ イチロウ	生年月日
	氏名	伊佐 一郎 印 ※自署の場合は押印不要	大 昭 〇 年 〇 月 〇 日生 平 令
請求する戸籍の本籍		伊佐市大口里〇〇番地	
請求する戸籍の筆頭者		菱刈 次郎 ※筆頭者は死亡等で除籍になっても変わりません。	
必要な人の氏名		※各種抄本、身分・独身証明書を請求する場合はご記入ください。	
請求者と筆頭者との関係		☐ 本人 ☐ 配偶者 ☐ 直系尊属（父母・祖父母等） ☐ 直系卑属（子・孫等） ☒ その他（ 甥（姉の子） ）※委任状が必要な場合があります	

※請求者が上記「その他」に該当する場合には、次の「請求の理由」欄の記載が必要です。

請求の理由	次のいずれかにチェックをつけ、（ ）内に請求理由を詳細に記載してください。 ☐ 権利行使・義務履行のため ☒ 国又は地方公共団体の機関に提出 ☐ その他戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合 （ 令和〇年〇月〇日に死亡した菱刈次郎の相続人として、相続放棄手続きを行うため、〇〇家庭裁判所に提出する。 ）
-------	---

必要な書類	戸籍全部事項証明（戸籍謄本）	450 円	通	除籍全部事項証明（除籍謄本）	750 円	通
	戸籍個人事項証明（戸籍抄本）	450 円	通	除籍個人事項証明（除籍抄本）	750 円	通
	改製原戸籍謄本	750 円	通	戸籍附票謄本	300 円	通
	改製原戸籍抄本	750 円	通	戸籍附票抄本	300 円	通
	身分証明書※	300 円	通	戸籍附票関係 本籍・筆頭者の記載 ☐ 要 ☐ 不要 戸籍附票の必要な住所を記入してください。		
	独身証明書※	300 円	通			
	※身分証明書、独身証明書を本人以外の方が請求する場合は、必ず委任状が必要です。					
	その他（ ） 手数料についてはお問い合わせください。	通				
使用目的	☐ パスポート ☐ 資格取得 ☐ 公的年金（国民・厚生・共済）の手続き ☐ 相続 ☐ 戸籍届 ☐ その他（ ）					
必要な書類の具体的な内容があればご記入ください。	☐ _____ の死亡による相続で、 _____ の出生から死亡までの戸籍等（ ____ セット） ☐ _____ の死亡がわかる戸籍等（ ____ 通） ☒ 菱刈 次郎 の 出生・婚姻・転籍 から 死亡・婚姻・転籍 までの戸籍等（ 1 セット） ☐ その他（ ）を証明するもの（ ____ 通）					

- ◎本請求書と次の物を同封してお送りください。
- 手数料分の定額小為替（郵便局で購入）
 - 請求者の現住所、氏名が確認できる本人確認書類の写し（有効期限内のものに限る）
 - 顔写真付きの物は1点（運転免許証、マイナンバーカード、在留カード等）
 - 顔写真付きの物がない場合は2点（健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書等）
 - 返信用封筒（現住所・氏名を記入し、切手を貼ったもの）
- ※偽りその他不正の手段により交付を受けたものは、刑罰（30万円以下の罰金）が科されます。

郵便請求に当たっての注意事項

1. 戸籍の請求をすることができるのは、次の方になります。

- (1) 戸籍に記載されている本人又はその配偶者、その直系尊属（父母、祖父母等）
若しくは直系卑属（子、孫等）
- (2) 自己の権利の行使又は義務の履行のために必要な方
- (3) 国または地方公共団体の機関に提出する必要がある方
- (4) その他戸籍に記載された事項を利用する正当な理由がある方

2. 請求の理由の記載について

上記（2）～（4）に該当する方は、請求理由の記載が必要となります。

- (1) 権利行使・義務履行のために請求する場合
権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。
- (2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合
戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。
また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。
- (3) その他の理由で請求する場合
戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。

3. 資料の提出について

請求者と戸籍に記載されている方との続柄が当市の戸籍ではわからない場合や、請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、それらが確認できる資料の提供を求める場合がございます。

4. 戸籍の改製について

伊佐市では、平成19年2月10日に戸籍の改製（コンピュータ化）を行いました。

改製後の戸籍には改製日時点で婚姻や死亡等により除かれた方は記載されておりません。除かれた方の記載された戸籍が必要な場合は、改製原戸籍の請求が必要です。

同様に戸籍の附票も改製しており、改製後の附票には改製日時点での最終住所以降の履歴が記載されております。

改製日以前の住所から現在の住所までの履歴の証明が必要な場合は「改製前の戸籍の附票」と「現在の戸籍の附票」の2通請求していただくことになります。手数料も2通分（600円）必要です。

なお、住所をおかれていた時期によっては、保存期間の経過により附票の発行ができない場合がございます。

5. 郵便請求書類の送付先

〒895-2511
鹿児島県伊佐市大口里1888番地
伊佐市役所 市民課 市民係

※不明な点がある場合は、0995-23-1311 市民課市民係へお問い合わせください。